

# スマート農業普及促進対策事業業務委託仕様書

## 1 目的

生産者のスマート技術に対する理解を深めるため、「本県に適した技術の紹介、実践農家の声」からなる動画を作成し、HP等での情報発信や指導員による指導教材に活用することで、スマート技術の普及拡大を図る。

## 2 契約期間

契約日～令和7年12月26日（金）

## 3 委託上限額

2,013,000円（消費税額及び地方消費税額10%を含む）

## 4 委託業務の内容

スマート技術を紹介する動画の作成

### （1）作成するスマート技術の種類（各5分程度）

ア 直進アシスト田植機

イ ドローン（肥料や農薬散布）

ウ 営農支援システム（主に栽培管理の計画・記録・分析を支援するシステム）

エ データ活用システム（農業全般のデータを一元管理するシステム）

### （2）作成する動画の構成

ア スマート技術の実践風景（約30秒）

・スマート技術を活用している作業風景を紹介する内容。

イ スマート技術を導入する際に必要な事項についての分かりやすい解説

・各技術の専門家により、それぞれの技術を導入するに当たっての注意点等のインタビューをテロップなども使い、視覚にも訴えながら紹介する内容（約180秒）。

ウ スマート技術実践者の声（約90秒）

・各技術を実践している生産者へのインタビューを紹介する内容。

### （3）ターゲット

ア 20代から50代の専業農家

イ スマート農業に興味を持つ人

## 5 成果品

項目	成果品	納入期限	納入場所
動画作成	各動画の電子データ	令和7年12月26日	秋田県農林水産部農林政策課

※動画ファイルの形式、画面解像度、ファイルサイズ、電子データの納付方法等の詳細については、県と委託契約者との協議により決定すること。

## 6 実績報告及び検査方法など

### (1) 実績報告

- ア 受託者は、委託業務が完了した時は、委託業務完了届、成果品、実績報告書を提出すること。
- イ 受託者は、委託業務で支出した伝票等、支出を証明する証拠資料を事業終了後5年間保存すること。

### (2) 検査方法

秋田県は、受託者から提出された報告書等を元に検査する。また、必要に応じて受託者の事業所等に赴き、実地検査を行う。

## 7 契約に関する条件等

### (1) 契約金額について

本業務の契約金額（委託料）には、本業務に関わる一切の経費を含む。

### (2) 再委託

受託者は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ、書面により県の承諾を得た場合はこの限りではない。

### (3) 権利の帰属等

- ア 受託者が作成した成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は全て委託者に帰属する。
- イ 受託者は、本業務により作成した成果物を県の承諾なしに公表し、又は他に流用することはできない。
- ウ 受託者は、成果物について著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

### (4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

### (5) 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

### (6) その他

- ア 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のために必要な事項等は、必要な都度、県と受託者が協議して決定するものとする。
- イ 本業務の履行のため、県が所持している写真、資料等は必要に応じて提供する。ただし、本業務以外の目的での使用や、第三者への提供はできない。
- ウ 作成する動画のインタビュー先や、本仕様書に定めの無い他の詳細については、県と受託者が協議して決定するものとする。